

公 告

このことについて、機構として下記のとおり建設工事に係る有資格業者の取引停止を講じましたので、公告します。

記

1 取引停止措置業者名等

日管株式会社

法人番号 5080401003861（国土交通大臣許可 第 000277 号）

2 取引停止措置期間

3 か月（令和 6 年 6 月 5 日～令和 6 年 9 月 4 日）

3 取引停止の理由

日管株式会社の元取締役及び五建工業株式会社の使用人は、令和 2 年 5～6 月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。

その後、日管株式会社の元取締役は、令和 2 年 6～8 月に行われた同区発注の区立児童館の改修工事など複数の工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から入札参加業者名を入手し、入札の公正を害した。

また、令和 2 年にあった 2 件の入札情報を入手した見返りとして、日管株式会社の元取締役は、飲食代約 6 万円と商品券 10 万円相当を提供し、五建工業株式会社は、自宅改修工事費約 17 万円を負担した。

なお、いずれも公訴時効（3 年）が成立している。

上記の事実が「東海国立大学機構が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領」別表第 2 第 5 号に該当するため。

令和 6 年 6 月 5 日

国立大学法人東海国立大学機構
機構長 松尾 清一